

令和6年度彦根城世界遺産登録推進に係る広報資材のデザイン制作および印刷業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 委託する業務の目的および内容

「令和6年度彦根城世界遺産登録推進に係る広報資材のデザイン制作および印刷業務委託仕様書」参照

2. 予定価格

2,145,000円（消費税および地方消費税を含む。）

3. 参加資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、以下のすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

次の2項目とも希望営業種目に登録されていること。

大分類：役務 中分類：デザイン 小分類：印刷物の企画編集

大分類：物品 中分類：印刷・製本 小分類：一般印刷

なお、新たに公募型プロポーザルに参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係る公募型プロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

- (5) 過去5年間において、国、地方公共団体またはこれに準ずる団体（協議会等）のポスターもしくはチラシデザイン制作業務を元請契約し、履行した実績を有する者であること。

4. 企画提案書等に関する質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、説明会を実施しないため、審査内容に関しない軽微な確認事項を除き、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

- (1) 質問方法
質問票（様式は任意）を「7. 提出について」に示す場所へ電子メールで提出すること。
電子メールの標題には「【ポスター制作委託業務質問：事業者名〇〇】」と記載すること。電子メールを送付後、電話で受信確認を行うこと。
- (2) 質問受付期限
令和6年10月7日（月）正午まで受け付ける。
- (3) 回答方法
期間中に提出された全ての質問を取りまとめて、令和6年10月9日（水）15時頃までに、以下の彦根城世界遺産登録推進協議会HPへ回答を掲載する。
<https://www.hikonejo-worldheritage.jp/archives/category/news>

5. 提出書類

- (1) 参加申請書（様式1）1部
- (2) 企画提案書
 - ①体裁および部数
体裁：A4サイズ（A3用紙の折込み等は可） 原則縦仕様横書き左綴り
部数：5部
※ポスターのイメージが理解できるB3版カラーコピーのデザイン1部を添付してください。
 - ②記述する内容
 - ・事業受託にあたっての方針・考え方
 - ・ポスターデザイン案（制作コンセプト・デザインのポイントを含む）
 - ・チラシデザイン案（制作コンセプト・デザインのポイントを含む）
 - ・事業実施手順、スケジュール案
 - ・実施体制
 - ・過去5年の主な類似業務実績
 - ・その他PRポイント 等
 - ③作成上の留意事項
 - ・使用する文字は10.5ポイント以上とすること。
 - ・高度な専門的知識を有しない者でも理解できるようにわかりやすく表現すること。
- ※企画提案書には、1部のみ社名を記載することとする。なお、他4部については、社名は不記載とし、申請者が特定できる名称やロゴマーク等も記載しないこと。
- (3) 添付書類
 - ・会社等概要書（様式2）
※企業等の概要説明書（パンフレット等）の添付も可。
 - ・誓約書（様式3）1部

(4) 概算見積書

①体裁および部数

体裁：A4 縦仕様 枚数は制限しない。

部数：1部

②作成上の留意事項

- ・概算見積書には、別紙「令和6年度彦根城世界遺産登録推進に係る広報資材のデザイン制作および印刷業務委託仕様書」に掲げる業務委託について、着手から契約終了までのすべてに要する経費とその内訳を明記すること。
- ・消費税および地方消費税（10%）を含むこと。（税額を明示すること。）
- ・見積書には、事業所名、所在地住所、連絡先電話番号、代表者名、発行責任者名があること。（押印不要）

※別途経費が必要になる企画提案を記載することは認めない。

(5) 制作実績に係る関係書類

3(5)の要件を満たすことがわかるポスターまたはチラシ(写し等でも可)および、その証明となるような契約書の写し等

(6) 社会政策推進面に係る関係書類

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

ウ 高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し

エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であっても障害者を雇用している場合には、申立書の写し

カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し

キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し

ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知（滋賀県発行）の写し

ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し

コ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し

①国際標準化機構が定めた規格 I S O14001 に適合している旨の認証

- ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
- ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

6. 審査および契約予定者の決定方法

- (1) 彦根城世界遺産登録推進協議会（以下「協議会」という。）に設置する審査会にて委託先を選考する。
- (2) 審査会において、書類審査を行い、見積金額が上限価格の範囲内のものについて、次に掲げる項目により、総合点が最も高いものを当該事業の契約予定者とする。
- (3) 審査項目および審査点（審査員 1 名あたりの評価点）
別添「評価基準」のとおり
※総合点が 6 割未満の提案は、順位に関わらず、不採用とする。
- (4) 相手方の決定
評価の総合点が最も高い 1 者を契約の相手方（契約予定者）とする。ただし、総合点において満点の 6 割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。
- (5) 結果の通知
審査会における選定結果は、速やかに参加希望者に直接文書により通知する。
- (6) 業務契約予定者選定後
審査会後に提案についての具体的な内容や経費等を精査し、速やかに契約予定者と協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。
協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。

7. 提出について

- (1) 提出期間
令和 6 年 10 月 22 日（火）から令和 6 年 10 月 24 日（木）の 9 時から 17 時まで
※時間厳守とし、郵便の遅れは考慮しない。
- (2) 提出先
彦根城世界遺産登録推進協議会事務局（滋賀県文化スポーツ部文化財保護課彦根城世界遺産登録推進室内）
〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
TEL:077-528-4682 E-mail: hikonejo@pref.shiga.lg.jp
- (3) 提出方法
「(2) 提出先」に示す場所へ持参または郵便（簡易書留）により提出すること。

- ・持参の場合は、土・日曜日を除く、9時から17時までとする。
- ・郵送による場合は、差出し、受領の記録が残る簡易書留郵便とし、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

8. 失格

- (1) 企画提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足や不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合はその時点で失格とする。

9. その他

- (1) 提案書等を提出後の加筆および修正は認めない。
- (2) 本プロポーザルに関連して、参加者より協議会が提出を受ける全ての書類や資料の所有権は協議会にあるものとし、提出された提案書および添付書類等は返却しない。
- (3) 提案書等の作成に生じた経費および参加にかかる報酬はない。
- (4) 採用した場合でも、実施過程において協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 提出された企画提案書の記載事項について、協議会が参加者に無断で他の目的に使用することは無い。
- (6) 企画提案書作成時において入手した参加者独自の情報、個人情報 は適正に管理し、情報漏洩や不正使用を行わないよう留意すること。
- (7) 企画提案書作成時においても、著作権、商標権、その他諸権利を侵害しないように十分に留意すること。
- (8) この業務委託の実施については、滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）等が適用される。
- (9) 提案は1者につきポスター案は2案、チラシ案は1もしくは2案とする。
- (10) PRカードのデザインについては、契約後に別途協議を行う。
- (11) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。